

ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド (年4回決算型)

Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／資産複合

愛称:金のがちょう



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号

ホームページアドレス

<https://funds.dws.com/jp/>

電話番号 03-5156-5108

(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

本書により行うドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド（年4回決算型）Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年5月7日に関東財務局長に提出しており、2019年5月8日にその効力が発生しております。

1. 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

<商品分類及び属性区分>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合(債券、優先証券)))	年4回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	<Aコース> あり (フルヘッジ) ----- <Bコース> なし

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<委託会社の情報>

委託会社名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月8日
資本金	3,078百万円（2019年3月末現在）
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	1,067,697百万円（2019年3月末現在）

投資信託の基礎知識

(注) 本ページは投資者の皆様へ投資信託の基本をお伝えするためのものであり、当ファンドの投資対象や仕組み等を説明したものではありません。当ファンドの詳細については、目論見書本文をご確認下さい。

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



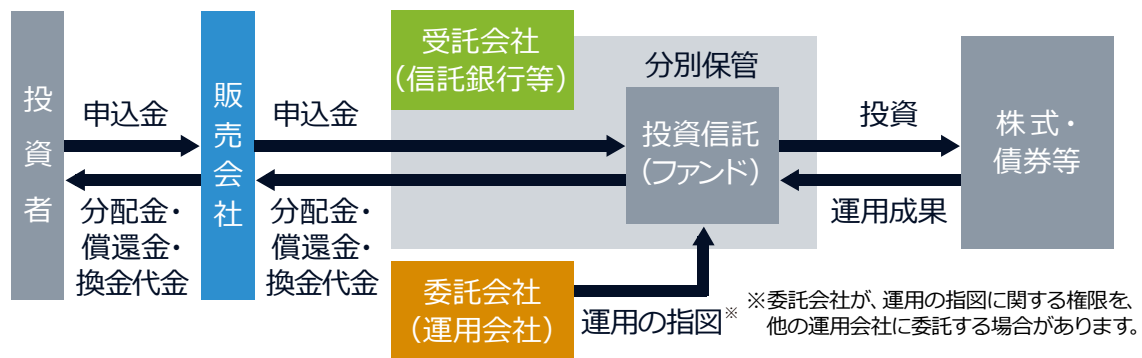
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

(以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。)



ドイチェ世界コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンドへの投資を通じて、主に世界各国の企業※が発行するハイブリッド証券に投資するファンドです。

※ 金融機関も含みます。

■ ハイブリッド証券とは、債券的性質と株式的性質を併せ持つ、劣後債及び優先証券等を指します。

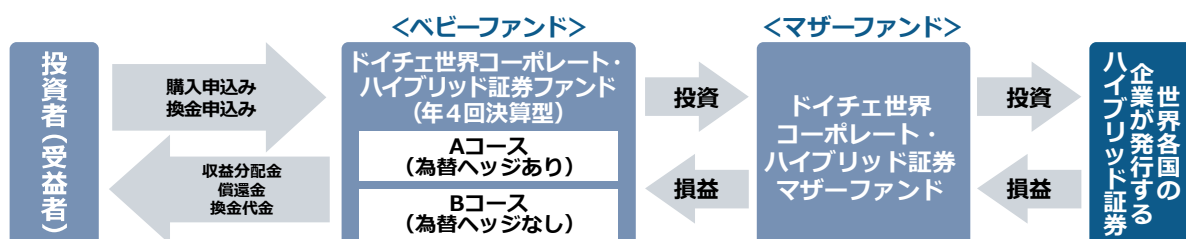
● 利率または配当率が定められていることや満期や繰上償還時に額面で償還されること等、債券に類似した性質を持っています。

● 発行体にとっては、一部を資本として自己資本の計算に算入できる等、株式に類似した性質を持っています。

(注) 投資対象となるハイブリッド証券には、特定の事由の発生により強制的に株式に転換される、もしくは元本の一部または全部が削減される等の可能性を有する偶発転換社債(CoCo債)等も含まれます。

■ ファミリーファンド方式※で運用を行います。

※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。





組入銘柄の平均格付は、原則としてB B B格相当以上（投資適格格付）となることを目指します。

- 投資対象には銘柄格付がB B B格相当以下（投機的格付）の銘柄も含まれます。
- 組み入れるハイブリッド証券は、発行体格付がB B B格相当以上（投資適格格付）の銘柄を中心とします。

（注1）ハイブリッド証券の格付は一般に銘柄格付の方が発行体格付より低くなる傾向があります。

（注2）格付が公表されていない場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を用います。発行体格付については親会社等の発行体格付を適用することがあります。

（注3）複数の格付会社により異なる格付が付与されている場合は、原則として上位の格付を採用します。



Aコース（為替ヘッジあり）とBコース（為替ヘッジなし）があります。

- Aコース：実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。（為替ヘッジコストがかかる場合があります。）
- Bコース：実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

（注1）販売会社によっては、Aコース、Bコースどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

（注2）各ファンド間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。



Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

- DWSインベストメントGmbHはドイツ銀行グループの資産運用部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

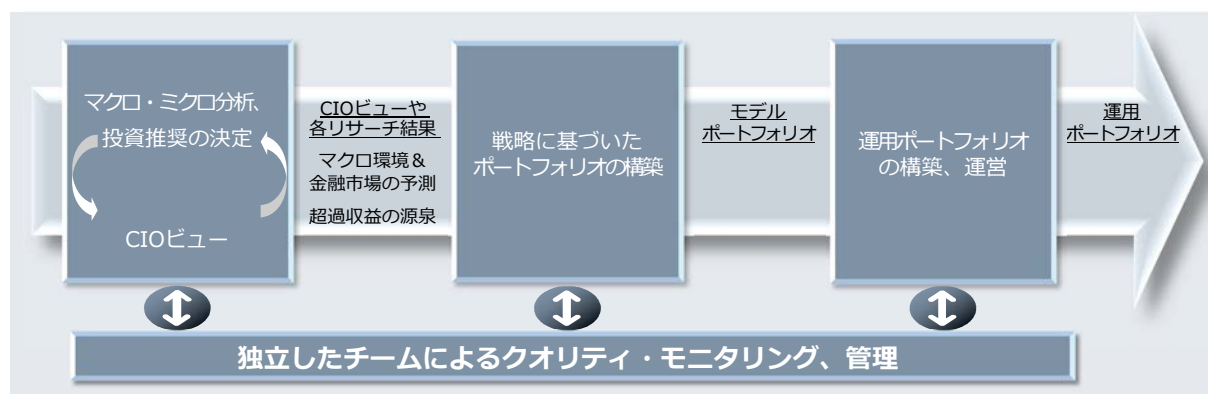


年4回、原則として2月、5月、8月、11月の各7日※に決算を行います。

※ 当該日が休業日の場合は、翌営業日とします。

- 分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

<運用プロセス>



ミクロ分析



（注1）上記運用プロセスはマザーファンドに関するものです。

（注2）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<主な投資制限>

- ① 株式（偶発転換社債等の転換により取得するものを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

<分配方針>

- ① 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②信用リスク

債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該債券の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、当ファンドが投資対象とするハイブリッド証券は一般の債券と比較して流動性が低く、売却する際に市場規模や取引量が小さいため、市場実勢から想定される価格で売却できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。また市場環境の変化により流動性が著しく低下した場合、売却することができない可能性があります。

④為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。Aコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。Bコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

⑤カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ハイブリッド証券特有のリスク

＜劣後リスク（弁済順位が劣後するリスク）＞

- ・ 一般にハイブリッド証券は、弁済順位が株式に優先し、普通社債等よりも劣後します。したがって、発行体が破綻等に陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元金や配当金の支払いを受けることができません。また、発行体が経営不安、倒産、国有化等に陥った場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落（価格がゼロとなることも

あります。) し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

- ・ハイブリッド証券は、一般に普通社債と比較して格付が低く、さらに格付が低下する場合にはハイブリッド証券の価格が普通社債よりも大きく下落する場合があります。

<繰上償還延期リスク>

一般にハイブリッド証券には、繰上償還条項が付与されています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されているハイブリッド証券は、予定期日に繰上償還されない場合、または繰上償還されないと見込まれる場合には、価格が大きく下落することがあります。

<利息、配当繰延（停止）リスク>

一般にハイブリッド証券には、利息や配当の支払繰延条項が付与されています。発行体の財務状況や収益の悪化等により、利息や配当の支払いが停止・繰り延べされることがあります。この場合、期待されるインカムゲインが得られないこととなり、ハイブリッド証券の価格が下落することがあります。

<規制環境等の変化に関するリスク>

- ・ハイブリッド証券は、一般に規制当局や格付会社の認定基準に依存しています。したがって、規制当局及び格付会社の動向やハイブリッド証券に関する不利益な制度変更等により、ハイブリッド証券の価格が大きく下落することがあります。
- ・世界的な金融危機が発生した場合には、複数のハイブリッド証券が同時に、損失負担条項等に該当する可能性があるため、ハイブリッド証券の価格が大きく下落することがあります。

<偶発転換社債（CoCo債）等に関するリスク>

発行体が法的破綻には至っていない場合であっても、規制当局により実質的に破綻していると判断された場合や発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合等には元本削減や株式への転換等を通じて損失吸収される場合があります。弁済順位にかかわらず、株式よりも先に損失を負担することがあります。

その他の留意点

- ・マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり方が小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

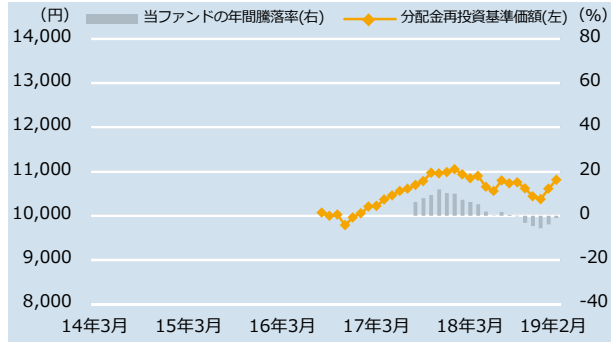
委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。

（参考情報）

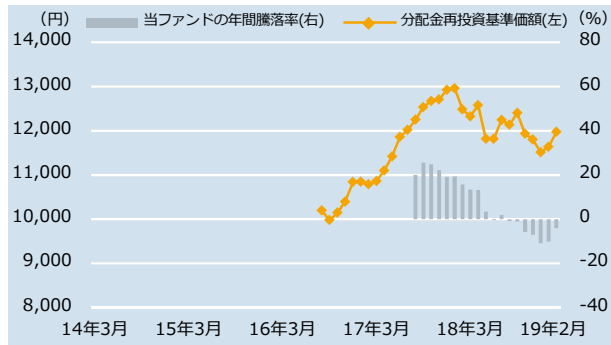
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1,※2

（2014年3月～2019年2月）

Aコース



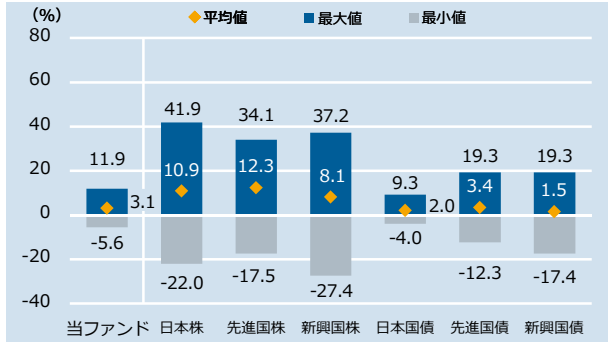
Bコース



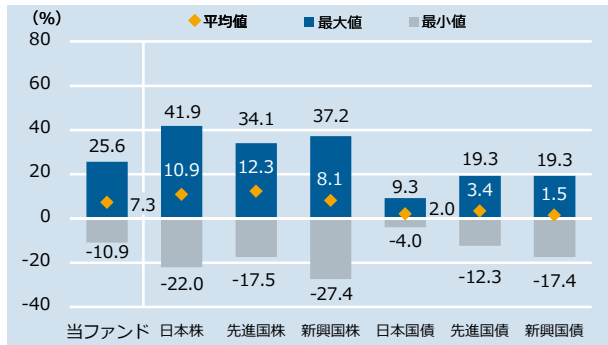
当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1,※3,※4

（2014年3月～2019年2月）

Aコース



Bコース



※1 年間騰落率とは、各月末における直近 1 年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
当ファンドの設定日は 2016 年 8 月 8 日であるため、当ファンドの年間騰落率は 2017 年 8 月以降のものとなります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定来の分配金が 0 円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。
当ファンドの設定日は 2016 年 8 月 8 日であるため、2016 年 8 月末以降を表示しております。

※3 2014 年 3 月～2019 年 2 月の 5 年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドの設定日は 2016 年 8 月 8 日であるため、当ファンドの年間騰落率は 2017 年 8 月以降のものとなります。したがって、当ファンドと代表的な資産クラスとで比較対象期間が異なります。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

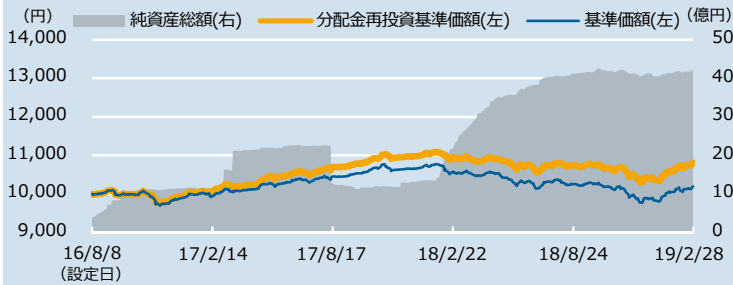
- ・ T O P I X（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、T O P I Xの算出もしくは公表の方法の変更、T O P I Xの算出もしくは公表の停止またはT O P I Xの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・ M S C I コクサイ・インデックス及びM S C I エマージング・マーケット・インデックスは、M S C I インク（以下「M S C I」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はM S C I に帰属します。また、M S C I は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・ N O M U R A – B P I は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はN O M U R A – B P I を用いて行われるドイチエ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・ F T S E 世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- ・ J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morgan は、J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJ P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morgan は、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJ P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

3 運用実績

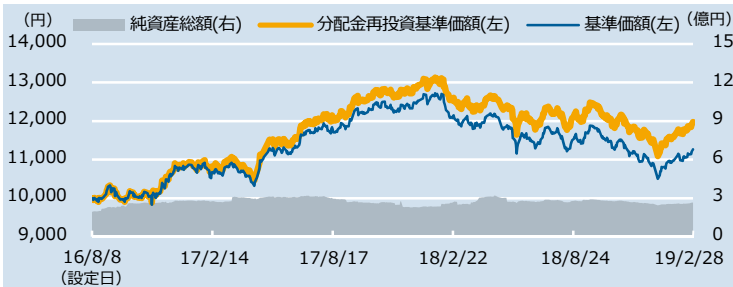
基準日：2019年2月28日

基準価額・純資産の推移

Aコース



Bコース



- ※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
 ※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。
 ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

分配の推移

Aコース

1万口当たり、税引前	
2019年 2月	60 円
2018年11月	60 円
2018年 8月	60 円
2018年 5月	60 円
2018年 2月	60 円
設定来累計	600 円

Bコース

1万口当たり、税引前	
2019年 2月	70 円
2018年11月	70 円
2018年 8月	70 円
2018年 5月	70 円
2018年 2月	70 円
設定来累計	700 円

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

	発行体	国・地域	業種 証券種別	通貨	償還日 早期償還予定日	クーポン (%)	格付	比率 (%)
1	テネット・ホールディング	オランダ	公益 永久劣後債	EUR	- 2024/6/1	2.995	BBB-	2.5
2	エリア・システム・オペレーター	ベルギー	公益 永久劣後債	EUR	- 2023/12/5	2.750	BBB-	2.5
3	セントリカ	イギリス	公益 期限付劣後債	EUR	2076/4/10 2021/4/10	3.000	BBB-	2.5
4	ENEL	イタリア	公益 期限付劣後債	EUR	2081/11/24 2026/11/24	3.375	BBB	2.1
5	OMV	オーストリア	エネルギー 永久劣後債	EUR	- 2025/12/9	6.250	BBB	2.0
6	アケリウス・レジデンシャル・プロパティ	スウェーデン	金融 期限付劣後債	EUR	2078/10/5 2023/10/5	3.875	BB+	2.0
7	ユニバイル・ロダムコ	フランス	金融 永久劣後債	EUR	- 2026/4/25	2.875	BBB+	1.9
8	ラ・モンディアル	フランス	金融 永久劣後債	EUR	- 2025/12/17	5.050	BBB	1.8
9	SES	ルクセンブルグ	通信 永久劣後債	EUR	- 2024/1/29	5.625	BB+	1.8
10	テレフォニカ・ヨーロッパ	オランダ	通信 永久劣後債	EUR	- 2022/3/15	3.750	BB+	1.7

マザーファンドにおける通貨別構成比

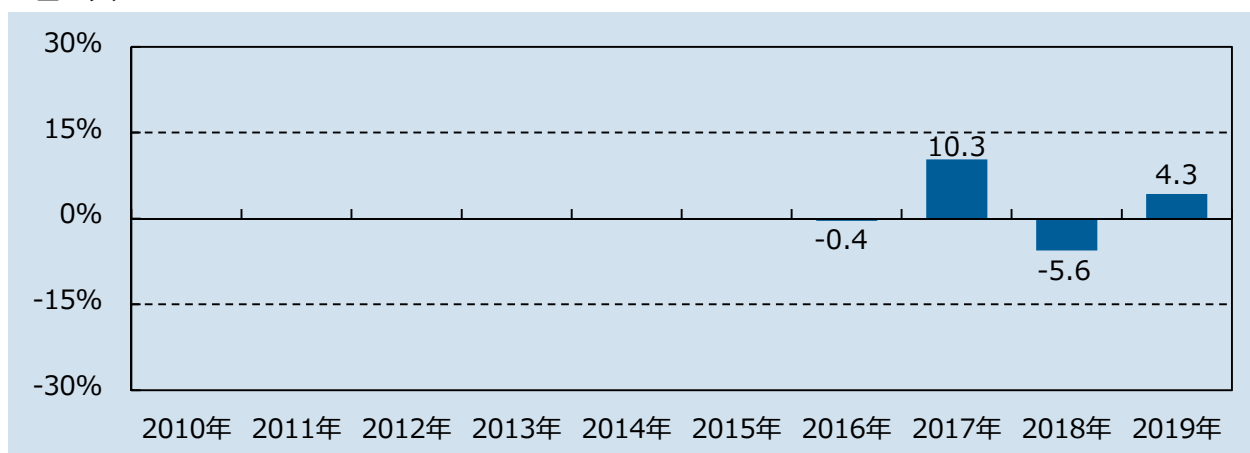
通貨	比率 (%)
ユーロ	81.5
アメリカ・ドル	8.2
イギリス・ポンド	5.4

※1 格付は、Moody's、S & P、フィッチのうち上位のものを採用しております。

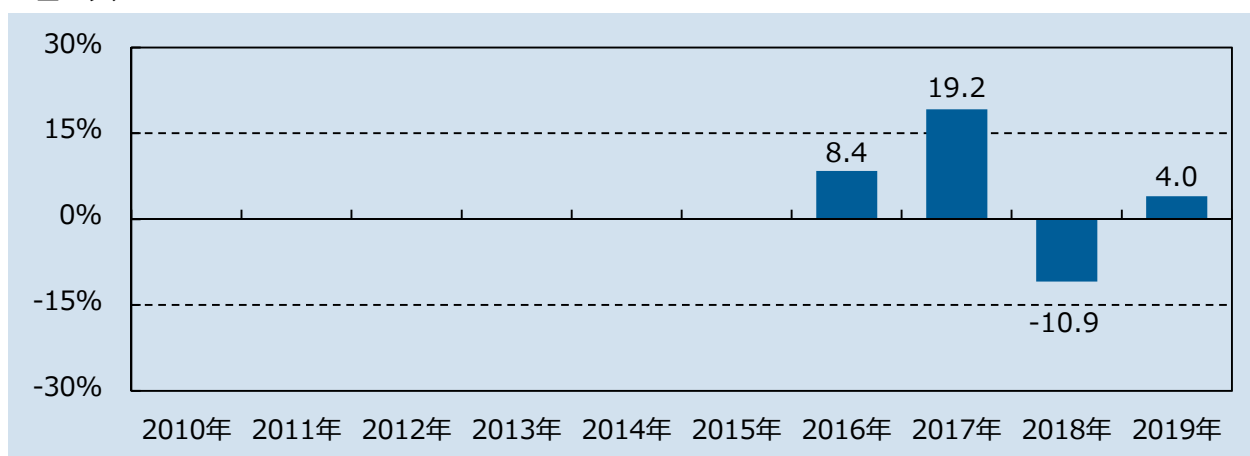
※2 比率はマザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

Aコース



Bコース



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2 2016年は設定日（8月8日）から年末までの騰落率、2019年は2月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して 5 営業日目から販売会社においてお支払いします。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 不 可 日	フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日とします。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後 3 時とします。
購 入 の 申 込 期 間	2019 年 5 月 8 日から 2019 年 11 月 7 日まで ※ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
ス イ ッ チ ン グ	各ファンド間でのスイッチング（乗換え）が可能です。 各ファンド間でのスイッチングの取扱いには販売会社により異なります。 詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断した場合は、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消すことができます。
信 託 期 間	設定日（2016 年 8 月 8 日）から 2026 年 8 月 7 日までとします。
繰 上 償 還	各ファンドは、受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
決 算 日	原則として毎年 2 月 7 日、5 月 7 日、8 月 7 日及び 11 月 7 日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収 益 分 配	年 4 回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドについて 5,000 億円とします。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	6 カ月毎（毎年 2 月及び 8 月の決算日を基準とします。）及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

＜ファンドの費用＞

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料		購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.16%*（税抜 2.0%）を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 * 消費税率が 10%になった場合は、 2.2% となります。 購入時手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。	
信託財産留保額		換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額とします。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 （信託報酬）		日々の信託財産の純資産総額に年率 1.1664%*（税抜 1.08%） を乗じて得た額とします。 * 消費税率が 10%になった場合は、年率 1.188% となります。 ※運用管理費用（信託報酬）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※ A コースの為替ヘッジ及びマザーファンドの運用の指図を行う DWS インベストメント GmbH に対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。	
配分（税抜） 及び役務の内容	委託会社 0.55%	委託した資金の運用等の対価	
	販売会社 0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価	
	受託会社 0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
その他の費用・手数料		当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。 ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 0.10%を上限 とします。 ※信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。 なお、毎年 2 月及び 8 月の決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。	

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金（解約）時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。また、20 歳未満の方を対象とした「ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が 5 年間非課税となります（ただし、対象者が 18 歳になるまでは払出し制限があります。）。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2019 年 3 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<MEMO>